

「福井大学臨床研究講習会」の受講ルールについて

平成25年5月31日制定
平成29年4月1日改定
令和2年10月19日承認
令和2年11月16日承認

1. 講習の目的

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針において、研究者等の基本的責務の一つとして、「研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。」と定められているため、福井大学における受講ルールの詳細について策定するものである。

2. 講習の概要

○講習会名称：福井大学臨床研究講習会

○主催：医学系部門長

○講習の種類：①学内講師による初心者用基礎講習（年2回程度）

②学内講師による実務講習（年2回程度）

③学外講師による講演会（年1回程度）

④ライブまたはアーカイブ配信による学外セミナー等（年6回以上）

⑤その他、医学系部門長が認めた講習

○対象者：原則として、人を対象とする医学系研究に関わる本学の教育職員、医療職員、研究者等（研究に係る事務補助者や研究者の技術補助者等を含む）とする。ただし、学外施設に所属する研究者等が受講を希望する場合は、別途相談に応じる。

3. 講習の方法

○基礎講習：初めて講習を受ける者は、基礎講習を受講する。

研究申請時に未受講であり急を要する場合は、基礎講習の収録DVDを視聴しレポートを提出する。

○更新講習：②～⑤の講習、講演、セミナー等を受講する。

研究申請時に期限切れであり急を要する場合は、基礎講習以外の更新講習等の収録DVDを視聴しレポートを提出する。

但し、過去に視聴したDVDと同一内容のDVD講習を受講することは妨げないが、これをもって更新講習とすることはできない。

4. 講習の義務および有効期限

福井大学医学系研究倫理審査委員会に申請する研究の研究責任者および研究分担者（学外施設に所属する研究協力者は除く）は、倫理審査申請までに受講を終了しなければならない。

有効期間は講習会受講日から一年間とする。

5. 受講記録の管理

講習会の出席表等により受講の有無を確認し、倫理審査申請システムの受講記録を更新する。受講記録の管理は松岡キャンパス研究推進課 臨床研究担当において行う。

6. その他

○学会等が主催する臨床研究および研究倫理に関するセミナー、講習会、各種 e-ラーニングを受講した場合は、受講内容と受講済み証明書等を提出することで基礎講習あるいは更新講習に替えることができる。

○原則として受講証の発行はしないが、臨床研究を行うために研究者が発行を必要とした場合は発行する。

事務担当：研究・地域連携推進部 松岡キャンパス研究推進課
臨床研究担当（内線 2021）